

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年12月8日（令和4年（行情）諮問第725号）

答申日：令和5年2月22日（令和4年度（行情）答申第549号）

事件名：特定訴訟に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定訴訟に関して「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる31文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月13日付け防官文第333号及び同年3月10日付け同第3050号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、添付資料の内容は省略する。）。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

ア 不開示処分の対象部分の特定を求める。

内閣府情報公開・個人情報保護審査会（原文ママ）の審議において異議申立人（原文ママ）は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。従って不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、本決定における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立に支障が生じること、及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

イ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

ウ 本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

(2) 審査請求書2（原処分2について）

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

上記（1）ウと同じ。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当

する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成29年1月13日付け防官文第333号により、本件対象文書のうち別紙に掲げる文書1について法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った後、同年3月10日付け防官文第3050号により、本件対象文書のうち別紙に掲げる文書2ないし文書31について、法5条1号、5号、6号柱書き及び同号ロに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年9か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、5号、6号柱書き及び同号ロに該当する不開示と部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「不開示部分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (2) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の一部が同条1号、5号、6号柱書き及び同号ロに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (3) 審査請求人は、原処分1について「本来の電磁的記録についても特定を求める」とするが、本件対象文書のうち別紙に掲げる文書1に係る電磁的記録は保有していない。
- (4) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定を求めるが、本件対象文書のうち別紙に掲げる文書30はPDFファイル形式とは異なるいわゆる表計算ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録も特定している。

- (5) 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (6) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (7) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年12月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月15日 審議
- ④ 令和5年1月26日 審議
- ⑤ 同年2月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定した上で、その一部を法5条1号、5号並びに6号柱書き及びロに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 本件開示請求は、開示請求書に「裏面ご参照下さい」として、特定訴訟に係る国の答弁書を添付した上で本件請求文書の開示を求めるものであり、当審査会において同答弁書の内容を確認したところ、同答弁書は、特定訴訟の事件番号及び原告氏名等が記載された文書であることが認められる。

そうすると、本件請求文書の存否を明らかにすることは、特定個人が、特定訴訟の原告となり、国を相手方として訴訟を提起した事実の有無

(以下「本件存否情報」という。)を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

- (2) 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められる。

そして、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件開示請求文言にある特定訴訟については公表した事実はないとのことであるから、本件存否情報は、法5条1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

したがって、本件開示請求については、本件請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否すべきものであったと認められるが、原処分において既に本件対象文書の存在を明らかにしてしまっており、原処分を取り消して改めて存否応答拒否をすべき意義はなく、本件対象文書を特定し、その一部を不開示としたことは結論において妥当といわざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、5号並びに6号柱書き及びロに該当するとして不開示とした各決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 白井玲子, 委員 常岡孝好

別紙

(本件対象文書)

- 文書1 争訟事件の係属について(通知)(法務省訟民第4002号。28.8.2)
- 文書2 移送決定謄本(28.8.1)他移送一件書類
- 文書3 決裁・供覧(28.10.19)
- 文書4 行政文書開示決定等に対する審査請求に係る損害賠償請求事件(その1)について(大臣官房訟務管理官。28.10)
- 文書5 【訟務情報】行政文書開示決定等に対する審査請求に係る損害賠償請求事件(その1)の継続について(28.10.27)
- 文書6 決裁・供覧(28.10.28)
- 文書7 訴状(28.7.26)
- 文書8 準備書面(1)(28.11.9)
- 文書9 証拠説明書(2)(28.11.9)
- 文書10 甲第1号証
- 文書11 甲第2号証
- 文書12 甲第3号証
- 文書13 甲第4号証
- 文書14 甲第5号証
- 文書15 甲第6号証
- 文書16 甲第7号証
- 文書17 答弁書(28.11.9)
- 文書18 証拠説明書(28.11.9)
- 文書19 乙第1号証
- 文書20 乙第2号証
- 文書21 乙第3号証
- 文書22 乙第4号証
- 文書23 乙第5号証
- 文書24 乙第6号証の1
- 文書25 乙第6号証の2
- 文書26 乙第6号証の3
- 文書27 指定代理人の推薦について
- 文書28 裁決書の謄本の送付について
- 文書29 裁決書
- 文書30 答弁資料
- 文書31 FAX連絡書

別表（不開示とした部分及びその理由）

文書番号	不開示とした箇所	不開示とした理由	
文書 1	1 枚目	原告の氏名及び事件番号	個人に関する情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、特定の個人が識別されることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	1 枚目及び 2 枚目	内線番号、FAX 番号及び電話番号	
文書 2	1 枚目、2 枚目、3 枚目及び 4 枚目	事件番号	個人に関する情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、特定の個人が識別されることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	2 枚目	原告住所、原告氏名	
	3 枚目	内線番号	公にされておらず、又は公にされる予定もない情報であり、これを公にすることにより、部外からの予期しない不正な働きかけが行われる等国の機関の適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
文書 3	1 枚目ないし 5 枚	事件番号	個人に関する情報（他の情報と照合することにより、特定

目並びに 10枚目 ないし1 2枚目		の個人を識別することができることとなるものを含む。)であり、特定の個人が識別されることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
5枚目及 び12枚 目	原告氏名	
5枚目及 び13枚 目	内線番号	
5枚目、 6枚目及 び14枚 目	FAX番号	
6枚目	電話番号	
12枚目 ないし1 4枚目	「1 請求等 の当否」、 「2 請求原 因事実等の認 否及び反 論」、 「3 本件訴訟が提 起されるまで の経緯等」、 「4 本件訴 訟についての 意見」、 「5 関係資料の添 付」、 「8 その他参考事 項」の全て	個人に関する情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、これを公にした場合、特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するとともに、所管行政庁が調査回報の結果を取りまとめた文書であることから、所管行政庁の率直な意見等が記載されており、公にした場合、所管行政庁と訟務部局が、当該訴訟に対応するために、内部的に行った検討の経緯や対応方針等に関する情報が明らかにされることとなり、今後、同様の案件での内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大
15枚目 ないし2 8枚目	全て	

			<p>きな妨げとなるおそれがあることから、同条5号に該当し、また、訴訟の一方当事者である国が相手方当事者が提出した書面の検討・反論を目的として、相手方当事者に開示することを前提としないで作成した文書であり、公にした場合、国側の訴訟事務における資料の収集方法、主張の検討方針等が明らかとなり、訴訟における国の当事者としての地位が不当に害されるおそれがあることから、同条6号ロに該当するため不開示とした。</p>
文書4	1枚目	損害賠償請求額	<p>これを公にすることにより、既に開示されている情報等と併せることにより、原告を相当程度特定することが可能となり、その結果、一般的に他人に知られることを忌避すべき、損害賠償請求に係る情報が判明することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号本文後段に該当するため不開示とした。</p>
		「5 訴訟方針に係る意見（案）」の全て	<p>国の内部において、訴訟の現状を把握するために作成されたものであり、これを公にすることにより、今後同種同様の訴訟に対する国側の対応方針が推測され、訴訟の当事者としての国の地位を不当に害するおそれがあることから、法5条6号ロに該当するため</p>

			不開示とした。
文書5	2枚目	損害賠償請求額	これを公にすることにより、既に開示されている情報等と併せることにより、原告を相当程度特定することが可能となり、その結果、一般的に他人に知られることを忌避すべき、損害賠償請求に係る情報が判明することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号本文後段に該当するため不開示とした。
文書6	1枚目、3枚目ないし8枚目並びに25枚目ないし27枚目	事件番号	個人に関する情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、特定の個人が識別されることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	8枚目	原告氏名	
	9枚目	内線番号	公にされておらず、又は公にされる予定もない情報であり、これを公にすることにより、部外からの予期しない不正な働きかけが行われる等国の機関の適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
	10枚目	FAX番号	
8枚目ないし10枚目	「1 請求等の当否」、 「2 請求原因事実等の認否及び反論」、 「3 本件訴訟が提	個人に関する情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、これを公にした場合、特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそ	

		起されるまでの経緯等」，「4 本件訴訟についての意見」，「5 関係資料の添付」，「8 その他参考事項」の全て	れがあることから，法5条1号に該当するとともに，所管行政庁が調査回報の結果を取りまとめた文書であることから，所管行政庁の率直な意見等が記載されており，公にした場合，所管行政庁と訟務部局が，当該訴訟に対応するために，内部的に行った検討の経緯や対応方針等に関する情報が明らかにされることとなり，今後，同様の案件での内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなるおそれがあることから，同条5号に該当し，また，訴訟の一方当事者である国が相手方当事者が提出した書面の検討・反論を目的として，相手方当事者に開示することを前提としないで作成した文書であり，公にした場合，国側の訴訟事務における資料の収集方法，主張の検討方針等が明らかとなり，訴訟における国の当事者としての地位が不当に害されるおそれがあることから，同条6号ロに該当するため不開示とした。
	1 1 枚目 ないし 2 4 枚目	全て	
文書7	1 枚目	郵便番号，住所，原告氏名，印影，電話番号，FAX番号	個人に関する情報（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができるものを含む。）であり，特定の個人が識別されることから，法5条1号に該当するため不開示とした。

	2 枚目	損害賠償請求額	これを公にすることにより、既に開示されている情報等と併せることにより、原告を相当程度特定することが可能となり、その結果、一般的に他人に知られることを忌避すべき、損害賠償請求に係る情報が判明することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号本文後段に該当するため不開示とした。
文書8	1 枚目	事件番号，原告氏名，郵便番号，住所，印影	個人に関する情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、特定の個人が識別されることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	1 枚目及び2 枚目	F A X 番号	公にされておらず、又は公にされる予定もない情報であり、これを公にすることにより、部外からの予期しない不正な働きかけが行われる等国の機関の適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
文書9	1 枚目	事件番号，原告氏名，郵便番号，住所，印影	個人に関する情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、特定の個人が識別されることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	2 枚目	F A X 番号	公にされておらず、又は公にされる予定もない情報であ

			り、これを公にすることにより、部外からの予期しない不正な働きかけが行われる等国の機関の適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
文書10	1枚目	住所、氏名、年齢	個人に関する情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、特定の個人が識別されることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
文書11	1枚目ないし3枚目	氏名、住所	
	1枚目	印影、年齢	
	2枚目及び3枚目	所属団体、役職、郵便番号、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス	
文書12	1枚目	氏名、印影、住所、年齢	
文書13	1枚目	氏名、印影、住所、年齢	
文書14	1枚目	氏名、印影、住所、年齢	
文書15	1枚目	郵便番号、住所、氏名、電話番号、ゆうパックお問い合わせ番号、受付印の郵便局名	
文書16	1枚目	所属団体、役職、氏名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番	

		号, Eメール アドレス, 事 件番号	
		F A X番号	公にされておらず, 又は公に される予定もない情報であり, これを公にすることにより, 部外からの予期しない不正な 働きかけが行われる等国の機 関の適正な業務の遂行に支障 を及ぼすおそれがあることから, 法5条6号柱書きに該当するた め不開示とした。
文書17	1枚目	事件番号, 氏 名	個人に関する情報(他の情報 と照合することにより, 特定の 個人を識別することができる こととなるものを含む。)であり, 特定の個人が識別されること から, 法5条1号に該当するた め不開示とした。
	4枚目及 び8枚目	損害賠償請求 額	これを公にすることにより, 既に開示されている情報等と 併せることにより, 原告を相 当程度特定することが可能と なり, その結果, 一般的に他 人に知られることを忌避すべ き, 損害賠償請求に係る情報 が判明することとなり, 個人 の権利利益を害するおそれ があることから, 法5条1号本 文後段に該当するため不開示 とした。
	1枚目	電話番号, F A X番号	公にされておらず, 又は公に される予定もない情報であり, これを公にすることにより, 部外からの予期しない不正な 働きかけが行われる等国の機 関の適正な業務の遂行に

			支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
文書18	1枚目	事件番号及び氏名	個人に関する情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、特定の個人が識別されることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
文書19	1枚目	氏名，印影，住所，年齢	
文書20	1枚目ないし3枚目	氏名，住所	
	1枚目	印影，年齢	
	2枚目及び3枚目	所属団体，役職，郵便番号，電話番号，FAX番号，Eメールアドレス	
文書21	1枚目	氏名，住所，年齢	
	1枚目及び2枚目	印影	
文書22	1枚目	氏名，印影，住所，年齢	
文書23	1枚目	氏名，印影，住所，年齢	
文書24	1枚目	氏名	
文書26	1枚目	住所，氏名	個人に関する情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、特定の個人が識別されることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
文書27	1枚目	事件番号	
文書28	1枚目	氏名	個人に関する情報であり、特

			定の個人が識別されることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
文書29	1枚目	住所, 氏名	個人に関する情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）であり、特定の個人が識別されることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
文書31	1枚目	氏名, F A X 番号	